

# 愛知県立豊野高等学校同窓会会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会は愛知県立豊野高等学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は会員相互の親睦をはかり、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は第2条の目的を達成するため必要なすべての事業を行う。
- 第4条 本会の事務局を愛知県立豊野高等学校内に置き、会員多数の地方又は職域に支部を置くことができる。
- 第5条 本会は下記の会員をもって組織する。
- 1 正会員 愛知県立豊野高等学校卒業生及びかつて本校に在籍し本校が認めたもの。
  - 2 特別会員 愛知県立豊野高等学校職員及びかつて本校に在職した職員とする。
  - 3 名誉会員 本会が推薦した者。

## 第2章 役員

- 第6条 本会は次の役員を置く。
- 1 会長 1名（正会員）
  - 2 副会長 3名（正会員）
  - 3 書記 3名（正会員：2、母校職員：1）
  - 4 会計 3名（正会員：2）
  - 5 監査 2名（正会員）
  - 6 理事 若干名
  - 7 幹事 各卒業年度から2名
- 第7条 現在の校長を含む顧問若干名（正会員：3、母校職員：1）を置くことができる。
- 第8条 本会の役員は次のように選出する。
- 1 会長・副会長は幹事総会で選出し、総会で承認を得る。
  - 2 理事及び監査は幹事総会の推薦により、会長がこれを委嘱する。
  - 3 書記、会計は各2名を理事から互選し、母校職員の中から各1名を会長が委嘱する。
  - 4 幹事は各回卒業生の中から選出する。任期は特に定めない。幹事は後任を選出しないで辞任することができない。
- 第9条 役員の仕事は次のとおりとする。
- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。
  - 2 副会長は会長を補佐し、会長不在又は執務不能の場合、その職務を代行する。
  - 3 理事は理事会を組織し、企画の審議・会務の運営を行う。
  - 4 書記は本会の記録・会員名簿その他についての記録及び保管などの庶務にあたる。
  - 5 会計は本会の資金を保管し経費の支払いなどの会計事務を行う。
  - 6 監査は会計を監査するとともに総会において報告する。
  - 7 幹事は本会の重要事項を協議し、各自所属の卒業年次の事務を取り扱う。
  - 8 顧問は会長の諮問に答える。
- 第10条 役員の仕事は幹事をのぞき1か年とし、定期総会から次の定期総会までとする。ただし、再選は妨げない。

### 第3章 会議

第11条 本会は、次の会議を行い、招集は会長が行う。

#### 1 総会

定期総会は、本会の最高決議機関であり、以下の事項を承認するため毎年1回（11月の第2土曜日に）開く。

①前年度の収支決算 ②前年度の会務報告 ③本年度の予算

④役員を選出 ⑤その他会長が認めた重要事項

ただし、必要により臨時総会を開くことができる。

#### 2 理事会

会長、副会長、書記、会計、理事、顧問で構成し、本会の運営に関する一切の計画立案、及び緊急事項の処理にあたる。

#### 3 幹事総会

重要事項の処理にあたる。理事会構成員に幹事を加えて開催する。

### 第4章 委員

第12条 委員は卒業年度毎に各クラスから互選により、2名選出し、連絡係及び名簿係とする。任期は特に定めないが後任を選出しないで辞任することはできない。

### 第5章 会計

第13条 本会の経費は入会金及び寄付金をもってこれにあたる。ただし、総会費及び臨時会費等はその都度徴収することができる。

第14条 本会正会員は入会に際して終身会費として金5,000円を納入する。

第15条 本会の経費の支出は総会において決定された予算に基づいて行う。

第16条 理事会の承認があれば必要に応じて経費の支出を行うことができる。

第17条 本会の会計年度は10月1日から翌年9月30日とする。

第18条 会計報告は次年度の定期総会または会報において行う。

### 第6章 付則

- ・会員は住所、氏名、勤務先等に変更があるときは速やかに事務局に報告しなければならない。
- ・本会の会則変更は理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。
- ・本会則は平成27年11月1日から施行する。